

第三者評価結果の公表事項(母子生活支援施設)

①第三者評価機関名

社会福祉法人 福井県社会福祉協議会

②評価調査者研修修了番号

第5-24号、第10-2号、第5-19号

③施設の情報

名称	ファミリー芦原	種別	母子生活支援施設	
代表者氏名	黒川 初代	定員(利用人数)	20(8)	名
所在地	福井県あわら市田中々3-25-7			
電話番号	0776-78-7118	ホームページ	http://www.shotokuen.or.jp	
【施設の概要】				
開設年月日	昭和61年4月1日			
経営法人・設置主体(法人名等)	社会福祉法人 聖徳園			
職員数	常勤職員	6名	非常勤職員	2名
専門職員	施設長	1名	少年指導員	2名
	医師又は嘱託医	1名	調理員	1名
	母子支援員	2名		名
施設・設備の概要	(居室数)	(設備等)		
	20	集会(学習)室、相談室、医務室、静養室 等		

④理念・基本方針

- ・人々の期待に応え、高い信頼を得るために
ヒューマンズムに立って高度な専門性を持って人のためにつくします。
子供の輝く成長を願い、高齢者・障害者の良質な生活を支えます。
地域に目を向け、福祉の関わりを見つけ取り組みます。
- ・児童の人権を尊重し、母子の人間形成と社会適応を図りながら、自立に向けて保護、育成していく。

⑤施設の特徴的な取組

- ・DV利用者が安全な生活が送れるよう、非常通報装置の設置、警察との連携と不審者訓練、不審者対応マニュアルの制定。
- ・平成25年12月より福井県のモデル事業として学習支援事業を開始し、平成27年4月よりあわら市から委託を受けて行っている。

⑥第三者評価の受審状況

評価実施期間	平成28年9月5日(契約日)～平成29年6月21日(評価結果確定日)
受審回数(前回の受審時期)	2回(平成25年度)

⑦総評

◇特に評価の高い点

○施設の運営管理について
地域の関係機関や団体と定期的に会議を行い、地域の福祉ニーズの把握に努めるとともに、地域貢献の一環として生活困窮者自立支援法に基づく学習支援教室の開催や地域の母子家庭の相談に応じている。

○適切な支援の実施について
「相談及び支援業務手順」を作成し、業務の標準化を図るとともに相談、意見等に対する対応をわかりやすく図式化している。また、相談内容は「処遇日誌」に記録するほか、内容により職員会議や方針会議において検討する。

○適切な支援の実施について
「自立支援計画作成手順」に基づき年2回(2月と9月)のモニタリングを通して、自立支援計画の評価・見直しを行っている。また、毎月の自立支援計画会議においても状況を把握するほか、緊急の際は、この場で協議し対応している。なお、支援の際の課題等は「面接記録と再評価」に記録し、その都度個別に対応している。

○支援の質の確保について
利用者のほとんどが県外からの入所者で、広域利用がなされている。たとえば緊急時に使用することができる居室を準備し、生活用品も用意している。また、夜間、緊急時には総合施設長の業務用携帯電話に連絡する体制が整い、直接警察に連絡できる「非常通報装置」も整備している。

◇改善を求められる点

○支援の基本方針と組織について
事業計画(中・長期計画と単年度計画)の策定にあたっては、職員等の参画を求め、意見や希望を集約、反映するとともに、策定した計画の職員への理解を促すための取組を行い、組織として計画の評価、見直しを行うための体制を構築することが望まれる。また、計画の中の支援に係る居住環境、生活のしやすさに関する事項等については、母親と子どもへの周知や理解を促すための取組が望まれる。

○支援の質の確保について
子どもの年齢・発達段階に応じて、性に関する正しい知識を学ぶ機会を設け、思いやりの心を育む支援について検討することが望まれる。

⑧第三者評価結果に対する施設のコメント

今回、改善を求められた点について、優先順位を決めながら取り組んでいきたい。
当施設の説明が不十分だったこともあり、十分理解を得られないまま評価された点については、私達の新たな課題として次回につなげていきたいと考える。

⑨第三者評価結果

別紙の「第三者評価結果」に記載している事項について公表する。

第三者評価結果（母子生活支援施設）

共通評価基準（45項目）

評価対象Ⅰ 支援の基本方針と組織

I-1 理念・基本方針

I-1-(1) 理念、基本方針が確立・周知されている。

評価細目・判断基準		評価結果
1	I-1-(1)-① 理念、基本方針が明文化され周知が図られている。	b
	理念、基本方針を明文化し、パンフレットやホームページ等に記載し、職員に対しては朝礼等で唱和して周知と理解を図っているが、母親や子どもへの周知は図られていない。	
	理念や基本方針は、施設（法人）の目的や存在意義、使命や役割を示すものであるため、職員のみならず母親や子ども、地域社会に対してもわかりやすく示し周知することが望まれる。	

I-2 経営状況の把握

I-2-(1) 経営環境の変化等に適切に対応している。

評価細目・判断基準		評価結果
2	I-2-(1)-① 施設経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。	b
	毎月開催される法人の経営会議で、社会福祉事業全体の動向等について把握するほか、施設経営に関する環境変化や課題を把握し、コスト分析なども行っているが、利用者のほとんどが県外者のため、地域の福祉動向等の把握や分析は行っていない。	
	施設経営を長期的に捉えるため、施設が位置する地域の各種福祉計画の策定動向と内容を把握、分析することが望まれる。	
3	I-2-(1)-② 経営課題を明確にし、具体的な取組を進めている。	b
	法人本部との話し合いでは、経営環境や組織体制等の現状分析や課題、問題点を把握し、解決や改善に向けた取組を進めているが、職員には周知していない。	
	経営環境や経営状況について具体的な課題や問題点を、施設長や一部職員等だけでなく組織全体への周知を図り、改善に向けて取り組むことが望まれる。	

I-3 事業計画の策定

I-3-(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。

評価細目・判断基準		評価結果
4	I-3-(1)-① 中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。	b
	理念や基本方針に基づき経営や支援に関する現状分析を行い、経営課題や問題点を明らかにしてその解決に向けた中・長期計画を策定しているが、具体的な数値目標や収支計画を策定しておらず、必要に応じた見直しも行われていない。	
	中・長期計画の実現性を図るため、具体的に数値化できるものは数値化するとともに収支計画を策定し、実施状況の評価や必要に応じた見直しを行うことが望まれる。	
5	I-3-(1)-② 中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。	c
	単年度事業計画は、法人本部と総合施設長が話し合い策定しているが、事業、支援等の内容の具体化や数値目標、成果の評価等を行う内容にはなっていない。	
	単年度計画（事業計画・収支計画）は、中・長期計画を反映し、実現可能な具体的事業や支援内容を記載し、その成果の評価を行えるよう策定することが望まれる。	

I-3-(2) 事業計画が適切に策定されている。

評価細目・判断基準		評価結果
6	I-3-(2)-① 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。	c
	事業計画は、総合施設長と法人本部により策定する体制のため、事業計画策定への職員等の参画や計画の周知、理解を促すための取組もない。	
	事業計画（中・長期計画と単年度計画）の策定にあたっては、職員等の参画を求め、意見や希望を集約、反映するとともに、策定した計画の職員への理解を促すための取組を行い、組織として計画の評価、見直しを行うための体制を構築することが望まれる。	
7	I-3-(2)-② 事業計画は、母親と子どもに周知され、理解を促している。	c
	事業計画を母親と子どもに周知するための取組は実施していない。ただし、重要事項説明書において、支援内容や生活環境については説明が行われている。	
	計画の中の支援に係る居住環境等については、母親と子どもへの周知や理解を促すための取組が望まれる。	

I-4 支援の質の向上への組織的・計画的な取組

I-4-(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。

評価細目・判断基準		評価結果
8	I-4-(1)-① 支援の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。	b
	第三者評価の受審は2回目であり、支援の質の向上に向け職員全員で年1回自己評価を行っているが、その結果を分析・検討する場が、組織内に位置付けられていない。	
	第三者評価、自己評価後の結果分析、分析内容についての検討までの仕組みを組織として定め、できるだけ多くの職員の参画と理解を得ることが望まれる。	

9	I-4-(1)-② 評価結果にもとづき組織として取り組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。	b
	総合施設長が第三者評価等の評価結果を分析し、課題を抽出して職員に伝えているが、その課題を改善するための改善策や改善実施計画策定に職員が参画する仕組みを組織として整備していない。	
	評価結果で明確になった課題や問題点は、できるだけ多くの職員の参画により、改善策や改善実施計画を策定し組織として計画的に取り組むことが望まれる。	

評価対象Ⅱ 施設の運営管理

Ⅱ-1 施設長の責任とリーダーシップ

Ⅱ-1-(1) 施設長の責任が明確にされている。

	評価細目・判断基準	評価結果
10	Ⅱ-1-(1)-① 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。	b
	総合施設長は毎月、職員に向け施設の経営や管理に関する方針を掲載した通信文を発行するとともに、施設の経営責任者として自らの責任や役割を文書化して会議や研修会等で職員に伝えているが、有事の際に総合施設長が不在時の場合における権限委任等については明確化していない。	
	総合施設長が不在時の有事を想定し、総合施設長の役割と責任に関する権限委任等についても明確にしておくことが望まれる。	
11	Ⅱ-1-(1)-② 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。	b
	総合施設長は、法人本部等の研修で福祉関連法等の研修に参加し、職員にその内容を伝えるようにしている。しかし、労働や雇用、環境への配慮など、幅広い分野についての法令等については十分に把握しておらず、職員にその内容を周知するなどの取組も十分ではない。	
	総合施設長は、経営責任者として福祉関連法令のみならず労働や雇用、環境等に関する幅広い分野の法令等を把握、理解し職員に周知するとともに、組織内に法令順守のための具体的な体制を構築する取組が望まれる。	

Ⅱ-1-(2) 施設長のリーダーシップが発揮されている。

	評価細目・判断基準	評価結果
12	Ⅱ-1-(2)-① 支援の質の向上に意欲をもち、その取組に指導力を発揮している。	b
	総合施設長は、年2回実施している人事考課の面談の機会を利用して職員から意見を聞くなど、支援の質の向上に向け定期的、継続的に評価・分析に取り組んでいるが、その結果出てきた課題に対しての具体的な取組や施設内の体制づくりには至っていない。	
	総合施設長は、良質かつ適切な支援が職員から提供されるよう、支援の質に関する課題を把握し、支援の内容や方法等を改善するための取組を組織内に構築することが望まれる。	
13	Ⅱ-1-(2)-② 経営の改善や業務の実行性を高める取組に指導力を発揮している。	a
	施設長は毎月、法人本部で開催される経営会議において人事、労務、財務等について検証し、質の高い効率的な施設経営に取り組むとともに、職員に業務内容に関するアンケートを実施し、労働環境等の課題や問題点の改善にも取り組んでいる。	

Ⅱ-2 福祉人材の確保・育成

Ⅱ-2-(1) 福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。

	評価細目・判断基準	評価結果
14	Ⅱ-2-(1)-① 必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。	c
	施設を適切に機能させるために必要な人数や体制及び社会福祉士や臨床心理士等の専門資格を有する職員の配置や確保等についての具体的な計画を確立していない。	
	施設(法人)の理念・基本方針、事業計画、支援の質の適切な確保の実現に向け、必要な人材を計画的に確保、育成するための具体的な計画を確立することが望まれる。	
15	Ⅱ-2-(1)-② 総合的な人事管理が行われている。	a
	法人に所属する職員に配付している手帳に、「期待する職員像」やキャリアパス要件、研修制度等が示され、年2回実施する人事考課の面談では職員から処遇等に関する意見や希望を聞き、改善に取り組むなど、総合的な人事管理が行われている。	

Ⅱ-2-(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。

	評価細目・判断基準	評価結果
16	Ⅱ-2-(2)-① 職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取り組んでいる。	b
	職員の就業状況や意向の把握等に基づく労務管理は事務職員が行い、総合施設長は職員の悩み相談等に対応するなど総合的に管理する体制はあるが、ワーク・ライフ・バランスに配慮した取組や、人材や人員体制に関する具体的な計画等はない。	
	職員が働きやすい環境を構築するため、定期的に職員の希望等を聴取し、把握した課題となる職場環境や就労環境を改善するための具体的な計画を策定し実行することが望まれる。	

Ⅱ-2-(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。

	評価細目・判断基準	評価結果
17	Ⅱ-2-(3)-① 職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。	b
	年2回実施する人事考課の面談の機会を利用して、職員一人ひとりの目標設定を行い、フィードバック面接を実施しているが、目標達成度を確認するため、その設定した目標を中間段階や期末等に評価、振り返りする取組は行われていない。	
	非常勤職員を含め職員一人ひとりの知識や経験等に応じた具体的な目標を設定することは、職員の業務遂行上のモチベーションアップ及び組織全体の目標達成につながることを期待できるので、職員一人ひとりの目標達成度を中間段階や期末等に評価、振り返りを行う取組が望まれる。	

18	II-2-(3)-② 職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。	b
	法人として職員全体の教育・研修計画を策定し、計画に基づき実施しているが、施設が実施している実践を基にした計画等に、職員に必要なとされる専門技術や専門資格を示していない。	
	施設の特性や、職員の経験、技量等に応じた専門的な知識や技術、資格を取得することを明示した職員の教育・研修計画等を策定し実施することが望まれる。	
19	II-2-(3)-③ 職員一人ひとりの教育・研修の機会が確保されている。	a
	職員一人ひとりについて、新任職員をはじめ各職員の経験年数や習熟度等に応じた教育・研修が内・外部で実施され、できるだけ参加できるよう配慮されている。	

II-2-(4) 実習生等の支援に関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。

評価細目・判断基準		評価結果
20	II-2-(4)-① 実習生等の支援に関わる専門職の教育・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。	b
	実習生を受け入れるための基本姿勢の明文化や受入れマニュアルを作成しているが、専門職種に対応したプログラム等を作成していない。	
	実習生の受入れは、施設にとって福祉人材を育成するという社会的責務を果たすことでもあるので、今後、指導者研修の実施や専門性に配慮したプログラムを用意するなどし、実習生を積極的に受け入れることを期待する。	

II-3 運営の透明性の確保

II-3-(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。

評価細目・判断基準		評価結果
21	II-3-(1)-① 運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。	b
	法人のホームページ等を活用して、理念や基本方針、決算情報、第三者評価受審の状況等が、地域に対しては、広報紙等を配布して情報公開に努めているが、事業計画・事業報告・予算等の情報を公開していない。	
	社会福祉法人の公共性や透明性を担保するため、第三者評価の受審状況等のみならず、事業計画、事業報告等の経営内容に関する情報を積極的に公開することが望まれる。	
22	II-3-(1)-② 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。	a
	経営・運営については、法人本部を中心に一括管理され、職務権限や取引の基準も規定されている。また、法人本部で公認会計士による外部監査を受けており、経営及び運営改善に向けた指導を受けている。	

II-4 地域との交流、地域貢献

II-4-(1) 地域との関係が適切に確保されている。

評価細目・判断基準		評価結果
23	II-4-(1)-① 母親と子どもと地域との交流を広げるための取組を行っている。	b
	地域での買い物や通院など必要に応じ母親や子どものニーズに応じた支援は行っているが、施設利用者の特別な事情や母親の希望等もあり、地域と交流するための働き掛けは行われていない。	
	母親と子どもが地域と交流し良好な関係を構築するために、母親や子どもの事情に配慮し、活動範囲を広げることができるよう働き掛けを地域で取り組むことが望まれる。	
24	II-4-(1)-② ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。	c
	ボランティア受入れのための基本姿勢の明文化や、受入れの体制も整備されていない。	
	ボランティア受入れは、地域社会と施設をつなぐ大切な取組であり、受入れや地域の学校教育への協力についての基本姿勢の明文化や、受入れマニュアルの整備が望まれる。	

II-4-(2) 関係機関との連携が確保されている。

評価細目・判断基準		評価結果
25	II-4-(2)-① 施設として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。	b
	関係措置機関（福祉事務所）等とは毎月文書で情報交換を行うとともに、地域との関係機関や団体とは必要に応じてケース会議を開催するなどしてネットワーク化を進めているが、利用者のほとんどが県外出身者であるため、地域との関係機関等の共通の問題を解決するための取組を行うには至っていない。	
	施設の特別な環境を生かし、地域との関係機関や団体が抱える問題解決に向けて協働して取り組む体制を構築することが望まれる。	

II-4-(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。

評価細目・判断基準		評価結果
26	II-4-(3)-① 施設が有する機能を地域に還元している。	b
	災害時における施設の役割等については、備蓄品の確保など地域と連携する体制があるが、施設の専門性や特性を活かした事業や地域に向けた活動を十分行っているとはいえない。	
	地域との関わりを深めるため、施設の持つ専門的な知識・技術や情報を地域に提供するような取組を実施することが望まれる。	
27	II-4-(3)-② 地域の福祉ニーズにもとづく公益的な事業・活動が行われている。	a
	地域との関係機関や団体と定期的に会議を行い、地域の福祉ニーズの把握に努めるとともに、地域貢献の一環として、生活困窮者自立支援法に基づく学習支援教室の開催や地域の母子家庭の相談にしている。	

評価対象Ⅲ 適切な支援の実施

Ⅲ-1 母親と子ども本位の支援

Ⅲ-1-(1) 母親と子どもを尊重する姿勢が明示されている。

評価細目・判断基準		評価結果
28	Ⅲ-1-(1)-① 母親と子どもを尊重した支援提供について共通の理解をもつための取組を行っている。 「重要事項説明書」及び「法人手帳」の中に、法人の理念や運営目的が記載されている。また、職員は、全国母子生活支援施設協議会の倫理綱領を持ち、研修も実施されており、それに基づいた実践を行っている。しかし、母親と子どもの基本的人権の配慮について、定期的な状況の把握・評価を行うまでには至っていない。 母親と子どもの尊重や基本的人権への配慮について、定期的に状況の把握・評価等を行えるような体制を作ることが望まれる。	b
29	Ⅲ-1-(1)-② 母親と子どものプライバシー保護等の権利擁護に配慮した支援提供が行われている。 「重要事項説明書」の中に権利擁護に関する記載があるほか、「プライバシーの保護について」の文書を作成しており、居住棟にも配置している。また、研修の実施を通して職員の理解を図り、プライバシーと権利擁護に配慮した支援を行っている。	a

Ⅲ-1-(2) 支援の提供に関する説明と同意（自己決定）が適切に行われている。

評価細目・判断基準		評価結果
30	Ⅲ-1-(2)-① 母親と子どもに対して支援の利用に必要な情報を積極的に提供している。 「重要事項説明書」に支援内容等について記載しており、これに沿って必要な情報を提供している。また、パンフレットや生活のしおりにも同様の内容を記載している。	a
31	Ⅲ-1-(2)-② 支援の開始・過程において母親と子どもにわかりやすく説明している。 「重要事項説明書」をもとに、支援の内容を丁寧に説明の上、同意を得ている。また、パンフレットや生活のしおりを提示したり、対象者が外国籍の場合はルビ付き説明書を用意したりして、わかりやすいように工夫はしているが、意思決定が困難なケースについて、ルール化するまでには至っていない。 支援の説明にあたっては、意思決定が困難な母親と子どもへの配慮についてルールを設けることが望まれる。	b
32	Ⅲ-1-(2)-③ 措置変更や地域・家庭への移行等にあたり支援の継続性に配慮した対応を行っている。 「退所対応手順」に沿って対応しているほか、退所世帯名簿台帳により退所後の経過を記録している。また、総合施設長名で、「母子保護実施の解除に関する意見について」を作成して措置機関に送付しており、退所後の支援の継続性に配慮している。しかし、退所にあたっては、口頭による説明が中心で、相談方法や担当者を記載した文書は渡していない。 施設を退所する時に、母親と子どもに対し、退所後の相談方法や担当者について説明を行い、その内容を記載した文書を渡す等の対応が望まれる。	b

Ⅲ-1-(3) 母親と子どもの満足の向上に努めている。

評価細目・判断基準		評価結果
33	Ⅲ-1-(3)-① 母親と子どもの満足の向上を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。 毎年1回の満足度アンケートと年2回の聞き取り調査（自立支援計画の話し合い）により、母親と子どもの満足を把握しているほか、子ども会議を年4～5回開催して、子どもの要望を把握している。しかし、満足に関する調査の結果を分析するにあたって、母親と子どもの参画による検討会議の設置にまでは至っていない。 母親と子どもの満足度に関する調査の結果を分析するにあたって、母親と子どもが参画できるような場（機会）を設置することが望まれる。	b

Ⅲ-1-(4) 母親と子どもが意見等を述べやすい体制が確保されている。

評価細目・判断基準		評価結果
34	Ⅲ-1-(4)-① 苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。 「重要事項説明書」に苦情解決の体制を記載している。苦情への対応は「苦情対応手順」に沿うこととしており、予防や是正処置が必要と判断された場合には苦情検討会議の開催を規定している。また、苦情が出された場合には、内容に応じて利用者全体あるいは申出者個別に便りを出して、施設側の対応（回答）を配付している。	a
35	Ⅲ-1-(4)-② 母親と子どもが相談や意見を述べやすい環境を整備し、母親と子どもに周知している。 「重要事項説明書」及び生活のしおりに相談等の複数の方法が示され、またこれらは本人にも手渡されている。また、相談室は相談や意見を述べやすい環境が整備されている。	a
36	Ⅲ-1-(4)-③ 母親と子どもからの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。 「相談及び支援業務手順」を作成し、業務の標準化を図るとともに相談、意見等に対する対応をわかりやすく図式化している。また、相談内容は「処遇日誌」に記録するほか、内容により職員会議や方針会議において検討する。	a

Ⅲ-1-(5) 安心・安全な支援の提供のための組織的な取組が行われている。

評価細目・判断基準		評価結果
37	Ⅲ-1-(5)-① 安心・安全な支援の提供を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。 「事故対応手順」及び「DV夫（不審者含む）対応手順」を整備している。ヒヤリハット事例の収集を行い、報告書にまとめている。予防措置が必要と判断された場合には「是正予防処置報告書」を作成しており、研修会も行っている。しかし、安全確保策の実施状況についての見直しはその都度行われているが、定期的な見直しとはなっていない。 事故防止策等の安全確保策の実施状況や実効性について、定期的に評価・見直しを行う仕組みを作ることが望まれる。	b
38	Ⅲ-1-(5)-② 感染症の予防や発生時における母親と子どもの安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。 「施設内感染予防対策手順」を整備し、研修会も行っている。また、利用者に「ふぁみーる通信」を配付して感染症への注意を喚起するなど、安全確保に取組んでいる。しかし、手順の見直しはその都度行っているが、定期的な見直しとはなっていない。 感染症の予防と発生時等の対応マニュアル等を定期的に見直す仕組みを作ることが望まれる。	b

39	Ⅲ-1-(5)-③ 災害時における母親と子どもの安全確保のための取組を組織的に行っている。	a
	「緊急時対応手順」「防災マニュアル」を整備し、これらの中で、地震、火災、風水害、不審者等の対応を示している。また、消防署の立ち合いによる訓練を年2回実施しているほか、年1回、地区の防災訓練には職員と利用者が一緒に参加しており、安全確保に向け、組織的に取組んでいる。	

Ⅲ-2 支援の質の確保

Ⅲ-2-(1) 提供する支援の標準的な実施方法が確立している。

	評価細目・判断基準	評価結果
40	Ⅲ-2-(1)-① 提供する支援について標準的な実施方法が文書化され支援が提供されている。	a
	「相談及び支援業務手順」に各種の支援について標準的な実施方法を示している。また、自立支援計画会議を定期的開催し、その中で標準的な実施方法を周知するとともに、職員間で実施方法について確認している。	
41	Ⅲ-2-(1)-② 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	a
	支援計画書は、年2回、アセスメントされている。PDCAのサイクルで、質に関する検討がされている。	

Ⅲ-2-(2) 適切なアセスメントにより支援実施計画が策定されている。

	評価細目・判断基準	評価結果
42	Ⅲ-2-(2)-① アセスメントにもとづく個別的な支援実施計画を適切に策定している。	b
	「自立支援計画作成手順」に沿って計画を策定し、年2回（2月と9月）のアセスメントを行い、母親や子どものニーズを踏まえながら支援している。しかし、部門を横断した様々な職種の参画によるアセスメントの協議体制は作られておらず、その合議の手順を策定するまでには至っていない。	
	アセスメントにあたって、部門を横断した様々な職種の参画による協議体制やその合議の手順を策定することが望まれる。	
43	Ⅲ-2-(2)-② 定期的に支援実施計画の評価・見直しを行っている。	a
	「自立支援計画作成手順」に沿って年2回（2月と9月）のモニタリングを通して、自立支援計画の評価・見直しを行っている。また、毎月の自立支援計画会議においても状況を把握するほか、緊急の際は、この場で協議し対応している。なお、支援の際の課題等は「面接記録と再評価」に記録し、その都度個別に対応している。	

Ⅲ-2-(3) 支援実施の記録が適切に行われている。

	評価細目・判断基準	評価結果
44	Ⅲ-2-(3)-① 母親と子どもに関する支援実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化されている。	a
	支援の実施状況は「自立支援計画書」「児童支援計画書」「自立支援計画会議録」に記録している。職員は、処遇日誌とともにそれらを読覧でき、職員間で情報共有がなされる環境ができています。また、記録の書き方については、総合施設長が提出物をチェックすることで指導を受けている。	
45	Ⅲ-2-(3)-② 母親と子どもに関する記録の管理体制が確立している。	b
	法人としての「個人情報保護規程」があり、品質記録リストには、文書の種別ごとに保管場所・保管期間が定められている。しかし、規程には個人情報の不適正な利用や漏えいに対する対策が記載されておらず、記録管理の責任者も明記されていないことから、記録の管理体制は十分とはいえない。	
	規程の中に、記録管理の責任者を明記したり、個人情報の不適正な利用や漏えいに対する対策を盛り込んだりして、記録の管理体制を今以上に整えることが望まれる。	

Ⅳ-1 母親と子ども本位の支援

Ⅳ-1-(1) 母親と子どもの尊重と最善の利益の考慮

	評価細目・判断基準	評価結果
46	Ⅳ-1-(1)-① 社会的養護が、母親と子どもの最善の利益を目指して行われることを職員が共通して理解し、日々の支援を行っている。	a
	人権に配慮した支援を行うこと並びに職業倫理に関する事項について、職員が携帯している「服務心得」に明記され、研修等を通じて職員の意識の向上にも努めている。また、支援の内容については、年2回、母親と子どもとの面接を行い、支援が十分になされているかどうかを検証している。	

Ⅳ-1-(2) 権利侵害への対応

	評価細目・判断基準	評価結果
47	Ⅳ-1-(2)-① いかなる場合においても、職員等による暴力や脅かし、人格的辱め、心理的虐待、セクシャルハラスメントなどの不適切なかわり起こらないよう権利侵害を防止している。	c
	「職員心得」や「法令遵守管理規程」により、不適切な関わりが起きないように心掛けている。また、「職員の懲戒に関する規程」に基づき「就業規則に関する懲戒処分の内容」を定め、人権侵害、体罰等に応じた懲戒を明記している。しかし、これらの規定は不適切なかわりがあった場合の対応マニュアルにはなっておらず、また、日常的に会議等で確認することもなく、職員への徹底という点で十分とはいえない。	
	職員からの暴力や言葉による脅かしなどの、不適切な関わりが発生した場合に対応するためのマニュアル等を整備するなど権利侵害防止策を強化することが望まれる。	

48	IV-1-(2)-② いかなる場合においても、母親や母親と子どもが、暴力や脅かし、人格を辱めるような不適切な行為を行わないよう徹底している。	b
	ネグレクト傾向の家庭への対応を協議したり、「虐待チェックシート」を用いて、3か月に一度、不適切な関わりがないかチェックしたりしている。また「生活のしおり」の中で虐待をしないことの記載がある。しかし、不適切な行為の防止について具体的な例を示して周知しているという点では十分といえない。	
	母親と子どもに対して、不適切な行為の防止についての具体的な例を示して周知・徹底する機会を設けることが望まれる。	
49	IV-1-(2)-③ 母親と子どもに対する暴力や脅かし、人格を辱めるような不適切なかかわりの防止と早期発見に取り組んでいる。	a
	子どもに対して、いじめに関するビデオを視聴させるなど、個別的に学習の機会を設けている。また、連携会議（母子合同面談）の機会を通じて、親子関係の把握に努め、施設側との良好な関係の中での支援に努めている。	

IV-1-(3) 思想や信教の自由の保障

評価細目・判断基準		評価結果
50	IV-1-(3)-① 母親と子どもの思想や信教の自由を保障している。	a
	「生活のしおり」の中に、信仰は自由であることが記載されており、思想や信教の自由を保障している。	

IV-1-(4) 母親と子どもの意向や主体性の配慮

評価細目・判断基準		評価結果
51	IV-1-(4)-① 母親や母親と子どもが、自分たちの生活全般について自主的に考える活動（施設内の自治活動等）を推進し、施設における生活改善に向けて積極的に取り組んでいる。	b
	長期休暇の前後に小学生を対象に子ども会議を開き、長期休暇中の過ごし方などについて話し合っている。子ども会議の報告は母親に通知している。芦原の施設全体で季節の行事にちなんだ活動を計画し、当施設からも参加している。また、施設独自に一日親子旅行などを企画し、職員も同行して親子の触れ合いを促進しているが、母親たちが主体的に企画するには至っていない。	
	母親が自分たちの生活について主体的に考えることができるような組織的な取組を期待する。	

IV-1-(5) 主体性を尊重した日常生活

評価細目・判断基準		評価結果
52	IV-1-(5)-① 日常生活への支援は、母親や母親と子どもの主体性を尊重して行っている。	a
	病気や経済的な困難など、個別の状況に応じて行政と協議しながら、一人ひとりの希望や要望を実現できるよう、母親と子どもの主体性を尊重した支援をしている。	
53	IV-1-(5)-② 行事などのプログラムは、母親や母親と子どもが参画しやすいように工夫し、計画・実施している。	b
	年間行事計画を基に各行事計画書を作成し、各家庭に案内して参加を募っている。子ども対象に月1回クッキングを企画し、参加者にはレシピを渡して家庭でも親子で実践できるよう配慮したり、アンケートを取って次回の計画に活かしたりしている。また、行事の際は、参加しやすいよう多子世帯や要支援の子ども家庭に対し職員がサポートしているが、母親向けのプログラムは特に企画していない。	
	母親向けのプログラムを企画し、母親が楽しめる行事についての配慮が望まれる。	

IV-1-(6) 支援の継続性とアフターケア

評価細目・判断基準		評価結果
54	IV-1-(6)-① 母親と子どもが安定した生活を送ることができるよう、退所後の支援を行っている。	b
	退所後にも相談できることは口頭で伝えている。ケース検討会議等で地域の行政機関等と連携して対応を協議し、退所後も架電等で対応している。また、退所後も近くに居住している家庭については、子どもが学習支援に参加したり、母親が病気の時、職員が病院に付き添ったり訪問したりなどの支援を行っている。さらに、退所した世帯に対し、行事や学習支援への参加を促しているが、遠方の家庭への対応は困難で、退所時支援計画の作成も行われていない。	
	遠方の家庭を含めすべての退所世帯に対する退所後の支援計画を作成するとともに、退所後の相談体制を退所時に書面で説明することが望まれる。	

IV-2 支援の質の確保

IV-2-(1) 支援の基本

評価細目・判断基準		評価結果
55	IV-2-(1)-① 母親と子どもそれぞれの個別の課題に対応して、専門的支援を行っている。	b
	母親については自立支援計画書、子どもについては児童支援計画書を6か月毎に作成しそれぞれの個別の課題について、併設する児童家庭支援センターの臨床心理士と連携する体制はできているが、当該施設で支援に必要な資格や経験等を考慮した職員を配置するには至っていない。	
	専門的な支援に必要な資格や経験等のある職員を配置し、職員間で連携・協議を行うことが望まれる。	

IV-2-(2) 入所初期の支援

評価細目・判断基準		評価結果
56	IV-2-(2)-① 入所に当たり、母親と子どもそれぞれのアセスメントに基づき、生活課題・ニーズを把握し、生活や精神的な安定に向けた支援を行っている。	b
入所前から担当者を決め、総合施設長と担当者が措置機関（福祉事務所）等と連携し、母親の状況やニーズを把握したうえで担当者が自立支援計画書を作成し、手続き等を支援している。また、生活用品・家財等を居室に備え、すぐに生活できるように必要に応じて貸与している。居室は世帯によっては十分なスペースとは言い難く、4階建てであるがエレベーターがなく、居室にも段差があり、車いすで生活することは困難である。		
身体に障害のある母親や子どもが安全に生活できるような設備面での配慮ならびに居室スペース面について配慮された。		

IV-2-(3) 母親への日常生活支援

評価細目・判断基準		評価結果
57	IV-2-(3)-① 母親が、安定した家庭生活を営むために必要な支援を行っている。	a
生活経験の乏しい母親に対する食事、買い物等職員が同行するなど、必要に応じて安定した家庭生活を営むための支援を行っている。		
58	IV-2-(3)-② 母親の子育てのニーズに対応するとともに、母親と子どもとの適切なかわりができるよう支援している。	b
母親や子どもと日常的に世間話をしながら育児に関する不安や悩み等の発見に努め、必要に応じて声を掛けたり相談に乗ったりしている。また、虐待チェックリストを活用して虐待の早期発見に努め、発見した場合は虐待防止手順に沿って対応する。さらに、こども園や学校との連携を取っているが、母親に対し、子どもの発達や適切なかわり方などについての説明は特に行っていない。		
母親が子どもの発達段階や発達課題について客観的に理解できるように、適切な子育てやかかわりについてわかりやすく説明することが望まれる。		
59	IV-2-(3)-③ 母親が安定した対人関係を築くための支援を行っている。	b
管理人室（101室）に必ず職員が在留するよう配慮し、母親や子どもに声掛けをして職員との関係性を実感できるよう努めている。また、親子で参加する行事を計画し、他の家庭の親子との交流の機会を設けるなど、母親が安定した対人関係を築くための支援を行っているが、対人関係がうまくできない母親や、対人関係にストレスを感じている母親に対する支援は十分とはいえない。		
対人関係がうまくできない母親や、対人関係にストレスを感じている母親に対する支援の充実が望まれる。		

IV-2-(4) 子どもへの支援

評価細目・判断基準		評価結果
60	IV-2-(4)-① 健やかな母親と子どもの育ちを保障するために、養育・保育に関する支援を行っている。	b
発達障害のある子どもに関して、児童家庭支援センターの臨床心理士、母親、こども園担任保育教諭等と協議の上、支援している事例もあるほか、母親のニーズに応じて預かり保育や送迎代行等を支援しており、情報を共有して支援に役立っている。しかし、児童支援計画は生活面の視点が主で、発達の視点は十分とはいえない。		
一人ひとりの子どもの発達をとらえ、成長段階、発達段階に応じた支援、並びに、放課後活動のプログラムの作成が望まれる。		
61	IV-2-(4)-② 母親と子どもが自立に必要な力を身につけるために、学習や進路、悩み等への相談支援を行っている。	a
行政委託の学習支援事業で学習ボランティアの協力を得るほか、日常的な学習については、帰宅した小学生は施設内の管理人室で宿題をするよう習慣づけている。また、児童支援計画書作成の際、小学生以上の子どもを対象に、年2回、学習状況、進学や就職、悩み等について話し合っている。さらに、不登校の子どもについては、学校の担任教諭や児童家庭支援センター、適応指導教室指導員等と共に対応を協議し、支援している。		
62	IV-2-(4)-③ 母親と子どもに安らぎと心地よさを与えられるおとなのかかわりや、母親と子どもどうしのつきあいに配慮して、人との関係づくりについて支援している。	b
行事等を通して、施設内外の大人と触れ合い、やさしく接してもらう経験ができるよう支援しているほか、学習支援員との交流を通して、いろいろな大人と出会う機会を設けている。しかし、専門的なプログラムに基づいたグループワークを取り入れるなど、人との関係づくりについての支援が十分であるとはいえない。		
子どもが人との関係づくりについて学ぶことができるような専門的なプログラムの導入が望まれる。		
63	IV-2-(4)-④ 母親と子どもの年齢・発達段階に応じて、性についての正しい知識を得る機会を設け、思いやりの心を育む支援を行っている。	c
職員が性教育に関する外部研修を受け、研修報告を通して学び合っている段階であり、子どもの年齢・発達段階に応じた、性についての正しい知識を得る機会を設けるには至っていない。		
子どもの年齢・発達段階に応じて、性に関する正しい知識を学ぶ機会を設け、思いやりの心を育む支援について検討することが望まれる。		

IV-2-(5) DV被害からの回避・回復

評価細目・判断基準		評価結果
64	IV-2-(5)-① 母親と子どもの緊急利用に適切に対応する体制を整備している。	a
利用者のほとんどが県外からの入所者で、広域利用がなされている。緊急時のために使用することができる居室を準備し、生活用品も用意している。夜間、緊急時には総合施設長の業務用携帯電話に連絡する体制が整い、直接警察に連絡できる「非常通報装置」を整備している。		

65	IV-2-(5)-② 母親と子どもの安全確保のために、DV防止法に基づく保護命令や支援措置が必要な場合は、適切な情報提供と支援を行っている。	a
	支援措置の申請に際して、母親に対し、行政、法テラス、弁護士事務所等と同行するなどし、適切な情報提供や支援を行っている。また、DV加害者への対応に関し、関係機関と連携している。	
66	IV-2-(5)-③ 心理的ケア等を実施し、DVの影響からの回復を支援している。	b
	入所時のアセスメントで、担当職員が母親の話を聞き一緒に考えて支援することを伝え、自立支援計画書を作成している。また、児童家庭支援センターの臨床心理士と連携したり、専門の医師の受診に同行したりなどの支援を行っているが、自施設に専任の心理療法担当職員を配置しておらず、DVの影響からの回復を支援する取組が十分であるとはいえない。	
	専任の心理療法担当職員を配置し、DV被害による心理的ケア等を実施するなどの取組が望まれる。	

IV-2-(6) 子どもの虐待状況への対応

	評価細目・判断基準	評価結果
67	IV-2-(6)-① 被虐待児に対しては虐待に関する専門性を持ってかわり、虐待体験からの回復を支援している。	a
	虐待を受けているのではないかと疑われた母子に対して、児童家庭支援センターの臨床心理士や児童相談所と連携を取り、情報を共有しながら支援している。職員は虐待防止に関する研修会に参加し、虐待に関する専門性を持って支援するなど、虐待体験からの回復に努めている。	
	評価細目・判断基準	評価結果
68	IV-2-(6)-② 子どもの権利擁護を図るために、関係機関との連携を行っている。	a
	虐待が疑われる場合には、虐待防止手順に基づき対応している。必要に応じて、児童家庭支援センターや児童相談所、こども園、学校等、各関係機関と連携して対応にあたっている。	

IV-2-(7) 家族関係への支援

	評価細目・判断基準	評価結果
69	IV-2-(7)-① 母親や母親と子どもの家族関係の悩みや不安に対する相談・支援を行っている。	a
	母親や子どもの悩みや不安に個別に対応したり、母子合同面談を行うなどそれぞれの思いを受け止め、調整を行っている。	

IV-2-(8) 特別な配慮が必要な母親、子どもへの支援

	評価細目・判断基準	評価結果
70	IV-2-(8)-① 障害や精神疾患、その他の配慮が必要な母親と子どもに対する支援を適切に行い、必要に応じて関係機関と連携している。	a
	母子共に知的障害のある家庭への支援では、担当者が特別支援学校と連携し子どもの就学を支援したり、母親の就労にあたり、就労先等と連携、協力し、それらを継続しながら退所に向け調整している。	

IV-2-(9) 就労支援

	評価細目・判断基準	評価結果
71	IV-2-(9)-① 母親の職業能力開発や就労支援を適切に行っている。	a
	母親が安心して就労できるよう、病児保育を行う病院の保育施設や休日保育を行っている保育施設への送迎などの支援を行っている。また、自立支援計画書に就労に関する母親の希望やニーズを記入し、職員がハローワークに出向き収集した資格取得や求人情報を希望に応じて提供している。	
72	IV-2-(9)-② 就労継続が困難な母親への支援を行い、必要に応じて職場等との関係調整を行っている。	b
	就労継続のために、母親が望む場合には職場等との関係調整や、就労の継続に向けての支援を行っている。しかしながら、職場環境、人間関係に関する相談や助言など、個々に対応した幅広い支援を行うには至っていない。	
	職場環境、人間関係に関する相談や助言等、個々に対応した就労継続に関する支援を行うことが望まれる。	

IV-2-(10) スーパービジョン体制

	評価細目・判断基準	評価結果
73	IV-2-(10)-① スーパービジョンの体制を確立し、職員の専門性の向上や施設の組織力の向上に取り組んでいる。	b
	実質的に総合施設長がスーパーバイザー、施設長が基幹的職員の役割を果たしているが、体制としては十分ではない。	
	スーパービジョン体制を組織として確立し、職員に対するスーパービジョンを定例的に行うなど、職員の専門性の向上や施設の組織力の向上に取り組むことが望まれる。	